様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４１０１１８０４９０

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１

氏　　名　株式会社前﨑産業
　　代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

許可の年月日　　令和　５年（２０２３年）６月２１日
許可の有効年月日　　令和１０年（２０２８年）６月２０日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上１１種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和５年６月２１日　更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。